



足立区議会だより

発行/東京都足立区議会 ☎(3880)5111 No.162

第2回 定例会

RECYCLE PAPER
—森林資源を大切に—



梅田亀田公園

第2回定例会 会議のあらまし

平成9年第2回定例会は、6月10日から20日までの会期11日間で開催されました。今定例会では区長から提出された議案11件、議員提出6議案並びに区民のみなさんから提出された請願・陳情について審議・審査がなされました。結果については、それぞれ本文記載のとおりです。

区長提出議案は すべて原案可決

今定例会に区長から提出された足立区リサイクルセンター条例などの議案は、すべて原案のとおり可決されました。

(可決した議案については6頁に掲載)

諮問は妥当及び 棄却の答申

人権擁護委員の任期満了に伴う推薦について区長から議会の同意を求められました。議会はこれに対し、異議ないものと答申しました。学童保育室の入室に関する異議申立てについては棄却すべきものと答申しました。

議員提出議案は 意見書6件可決

今定例会では、市民活動推進立法を求める意見書、不動産登記に係る登録免許税制の抜本的見直し等に関する意見書、自然災害被災住宅の再建に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置を求める意見書、ILOパートタイム労働条約の批准を求める意見書、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」

の改正を求める意見書、子育て減税の制度化と少子化対策の充実に関する意見書を全会一致で可決し、関係機関に提出しました。

請願・陳情を審査

区民のみなさんから提出された請願11件、陳情75件は本会議において本文記載のとおり決しました。(請願・陳情の審査結果を6頁に掲載、継続審査は省略)

主な内容

- 区政を問う(各会派の代表質問) 2～5頁
- 可決した議案 6頁
- みなさんからの請願・陳情 6頁
- 本会議議席図 6頁
- 本会議と委員会のあらまし 7頁
- 今定例会で可決した意見書 8頁

『議員からの寄付は、罰則を以て禁止されています』

議員(候補者等を含む)が、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄付・お祝い・差し入れ等を行うことは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をも以て禁止されています。

また、受け取った人も、罰せられます。

個人に対しても、結婚式・葬式(告別式を含む)以外全ての、お祝い金(入学・卒業等)・贈り物(お歳暮・中元等)を行うことも、同様に禁じられています。区民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

問

代表質問は平成9年6月10日に開会された第2回定例会本会議で行われました。

代表質問

議案の審議に先立ち、各会派を代表する4名の議員が、区政全般について質問を行い、区政執行に当たる区長をはじめ執行機関の考えを尋ねました。
以下、その一部を掲載します。



巻田 清治 議員

足立区議会自由民主党

置は不公正を再生産するだけと考える。

少子・高齢社会での財政負担と国民健康保険料の改定について
「問」各医療保険制度の保険料収入が伸び悩む一方で、医療費支出は増え続け、赤字が膨らむ中で、医療保険の財政直しが焦眉の急となっている。

高齢化が進む中での国民福祉を支える社会保障の仕組みとして、国と地方の財政投与はこれまで果たして良いのか。また、区民に負担をどのように求めていくのか、これらの議論は避けて通ることができない。

区長は、国民健康保険料の値上げ問題に関して、テレビのインタビューで、「値上げには反対」との態度を表明された。そこで区長等に次の点を伺う。①少子・高齢社会では、これを支える財政はだれが負担すべきと考えているのか。②国民健康保険料改定の際、都区の関係者で論議されてきたように、保険料全体の9割を中間所得層に負担させているこの現状を、このままにしておいて、低い負担となっている低所得者だけが、さらに特別扱いの減免を重ねることによって考えているのか。③先の予算特別委員会で、国保料値上げに際して「低所得者への負担軽減を検討する」と答弁していたが、検討結果はどうなったのか。私は、値上げの趣旨から言って、一部の被保険者への優遇措

置は不公正を再生産するだけと考える。

「答」①国民の福祉を支えていくためには、社会全体でその負担をしていく必要があると考えている。また、財源確保のための様々な工夫もすべきであり、例えば指摘の医療保険制度の財政直しでは、高い薬価の是正も一つの方法と言われているように、財政全体を点検していくことも必要ではないかと考えている。②国民健康保険制度は、社会保障制度として公費で賄っている部分もあり、低所得者への配慮は重要と考えている。従って、医療費の上昇をすべて保険料で賄うのではなく、国や都も責任を持つべきではないかと考えている。③国保料の軽減策については、保険料減免の取扱要綱を改正するなど、現行の国保制度の枠の中の対応は整えたところである。この他の負担軽減については、さらに検討を続けていくところである。

「問」平成9年度予算を見ると、財政が苦しい中、区長は乳幼児医療など福祉にはとりわけ理解がある。しかし、こうした福祉施策を拡大していくためには、その財源を確保していかなければならない。区長のこれまでの姿勢は、区民が必要としているのだから施策化して当然だ、そのお金は国や都に求めていけばよいというものが、足立区民の区民福祉を考えるのに、まず

自区内でやるべきことをきちんとやらずに、責任を他に転化していくこの姿を見て、都民や国民が納得すると考えているのか。
「答」これまでも社会経済状況の変化や区民の意向の変化に対応して、施策の優先度を見直すことや、無駄を省き不要不急の事業を洗い出すなどの方法を通じて、新たな施策の財源を確保していく必要性を述べてきたところである。従って、区長会等を通じて、国や都からの財源確保に一層力を注ぐとともに、区独自の努力で新たな財源を生み出すために全力をあげる必要があると考えている。

「問」無料入浴券は、70歳以上の高齢者を対象として、一人当たり年12枚を配布しているものであるが、高齢者の方々の健康増進や近隣の方々との交流促進の点で一定の効果もあげている。同時に、戦後一貫して公衆衛生に貢献してきた公衆浴場の維持、経営の安定にも寄与しているものと考えられる。そこで、双方の効果を一層あげるために、他区等とのバランスを考慮しながら、若干の枚数増を検討してはどうか。

「問」無料入浴券については、現在、様々な角度から検討を行っているところである。

「問」区長は、浴場経営者として十分な協議を行い、本事業の効果をさらに増大させるよう鋭意努力していく。
「問」区長の公約では、常勤ヘルパーを10倍にするとされているが、区のヘルパーは現在40人であるから、10倍にすると400人、当然この人件費がどのような金額になるか、また、人件費比率がそれによって何%になるか考えた上でのごとく思う。人件費比率は、企業だけでなく自治体経営にとっても、最も重要な指標の一つである。財政に与える影響も含め、人件費のあり方について、どのように考えているのか。
「答」住民へのサービスの向上を第一とする観点から、人件費のあり方についても考える必要があると捉えている。行政のサービスにおいて、人的サービスも重要な位置を占めており、行政の使命として、採算のとれない事業の遂行や経済的効率だけを優先できないサービスなどが存在するところである。従って、創意工夫を行い、行政サービスの拡大と質的向上やその確保のなかで、最小限の費用で最大限の効果を出していくことが、重要ではないかと考えている。
「問」退職不補充方針の見直しについて伺う
「答」区は、第二次行政改革推進の真っ只中にあり、引き続き退職不補充、不採用の方針を堅持し推進する努力がなされている。一方、これまでの方針に重大な変更が加えられようとしている。区長は、業務



系職員の採用、増員を考えているのであれば、議会を無視しているばかりか、高齢社会に備えるべく血と汗を流してきた足立区の行革を冒瀆する行為である。これまでの経過、成果を確認されたうえで、一体どんな考えがあるのか、事務局にどのような指示をしたのか答弁されたい。
「答」業務系職員の退職不補充方針については、これまでも家庭奉仕員の定数化など、必要な見直しが行われてきたところである。今後についても、技能系業務系職種のそれぞれの検討の中で、変更が求められるものについては個別に見直ししていくことを、庁内の会議等において表明してきたところである。
「問」当区の平成9年度一般会計当初予算の義務的経費の伸びは著しく、額でも930億円余と23区中第一位である。また一般会計に占める構成比は48・4%にもなり、伸び率も2・3%となった。その一方で、投資的経費が対前年度比36・9%減であったことを考えると、これは問題であると言わざるを得ない。人件費とともに義務的経費の主要な要素である扶助費を見ても、23区中最も多いのが足立区の376億円余である。そこで伺う。①これを放置しておく、当区のみ

ちづくりはおろか、新たな福祉への対応や少子・高齢化への対応もできなくなってしまうが、このままで良いと考えているのか。②人気取りとしての福祉拡大大やバラマキ福祉は後年度にツケを回すだけで、長期的に見て、区民福祉の増大には決してならないと考えている。同様に、将来に向けて制度をしっかりとさせなければならぬ社会保障の仕組みづくりも、負担の公平公正とともに、制度の長期的持続性の視点が最も重要だと思いがどうか。
「答」①義務的経費の最近の伸びの要因は、高齢社会の進行や生活保護の増加等による扶助費の増加と、この間、投資的経費を大幅に伸ばし、起債を増加させてきたことによる公債費負担の増加などによるものと考えている。従って、必要なまちづくりや新たな福祉のための財源確保としては、経費の削減に努めるとともに、施策の優先順位の見直しなどによって対応していく必要があると考えている。②3月に発表した区政に関する世論調査の結果においても、高齢者福祉への要望は他の施策からぬきんでて高いなど、福祉についての強い区民要望にこたえることは、区政の大きな責務であり、また高齢・少子化の進行の中、福祉施策を区政の重点施策の一つとして取り組んでいく必要があると考えている。その仕組みづくりにおいては、財政維持による長期的持続性の視点が必要であることは当然のことと考えている。
行政改革について伺う

「問」区は、第二次行政改革推進の真っ只中にあり、引き続き退職不補充、不採用の方針を堅持し推進する努力がなされている。一方、これまでの方針に重大な変更が加えられようとしている。区長は、業務



「問」区は、第二次行政改革推進の真っ只中にあり、引き続き退職不補充、不採用の方針を堅持し推進する努力がなされている。一方、これまでの方針に重大な変更が加えられようとしている。区長は、業務

「問」区は、第二次行政改革推進の真っ只中にあり、引き続き退職不補充、不採用の方針を堅持し推進する努力がなされている。一方、これまでの方針に重大な変更が加えられようとしている。区長は、業務

代表質問

区政を

傍聴してみませんか 区議会本会議は公開されています

「問」行政改革について、区長の姿勢を伺う。日本は、いま国をあげて行政改革と構造改革に取り組んでいる。足立区の都市基盤がこれだけ整備されたのも、全国に先駆けて取り組んだ第一行政革のおかげであったことは、だれもが認めるところである。それに比べて、このような大事な時期であるにもかかわらず、第二次行政革は全体計画を見ても行政の動きを見ても、いま一つ迫力が感じられない。公社の統廃合にしても、行革措置事項には載っていても本当にやる意志があるのかどうか、やる気が伝わってこない。そこで、次の点を問う。①これまでの学校給食の委託状況はどうか。また、この間に節減できた経費はどれくらいになるのか。②学校給食の民間委託は定着したが、区民の評価はどうか。また、自治体によっては、委託の方法がセンター方式や共同方式、宅配方式等があると聞くが、足立区が採用した自校調理方式について、区民はどのように思っているのか。③これまで、区では、福祉分野も含めて、民間委託方式の導入については聖域なしという姿勢で取り組まれてきたと思う。今後も、当然区が直接行うよりは、公設民営の特養ホームや保育園など民間に委ねたほうがよい仕事は数多くあると思う。そこで、民間に業務を委託する際の原則、基準あるいは視点をどうとらえているのか改めて伺う。④人件費については、区はこれまで相当に努力してきた。これまでの削減実績からいって、今後は今までのような削減ができ

るとは考えていない。しかし、予算総額が減になれば、事務量も当然減になるはずなのに、人員はそのままでと指摘する声も少なくない。減にしない理由は何か。⑤行財政改善調査特別委員会での指摘にもあったように、公社などへの派遣職員を減らし、民間人の登用も含めて非常勤化を図るなど、全公社について削減計画を示す姿勢があってもいいのではないか。それぞれの公社でどのくらい派遣職員を減らせるのか、年次別に全体計画を示されたい。

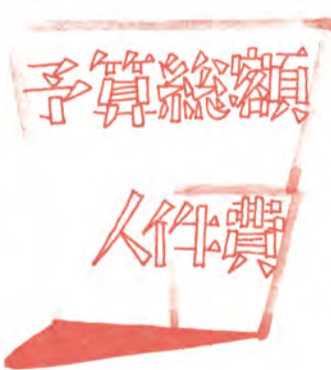
以上も踏まえ、区長は、⑥議会に示した第二次行政革の全容を計画どおり断行するつもりか伺う。⑦学校給食の民間委託について、人件費の問題とは別に、どこに問題があると考えているのか。



「答」①学校給食については、昭和61年に調理業務の委託を開始して以来12年目になる。本年度新たに小学校8校、中学校5校の給食調理業務の委託を行い、累計で小学校56校、中学校30校が委託校となった。小・中学校が委託校となった。小・中学校をあわせて全体の74・8%となっている。これまでの経費の節減は、平成7年度までの10年間で、累計29億5千730万円余である。概算だと一校あたりの節減は、年間平均1千万円程度である。

②委託に関する区民の評価であるが、民間委託の開始に当たり、区民の中に様々な意見もあり、検討の結果、自校調理方式を採用した。また、保護者や児童・生徒の意見を給食に反映させるため、学校・教育委員会・PTA・委託業者の四者による協議会を設置し、様々な意見や評価をいただいていたところである。また、「自校調理方式」は、各学校の栄養士が作成する献立をもとに、各小学校長が指定する地域の商店で食材を購入するため、衛生面にかかわる食材の流通経路を把握しやすい上に、手作りの良さを生かせる点にある。また、各学校の調理室で調理するので、学校の管理が行き届くとともに、配膳時における児童・生徒の負担の軽減が図れること、多様化する献立への対応が可能など利点等があり、評価をいただいているところである。③民間委託に当たっての考え方が、まず第一に法令に抵触しないことが大原則である。次に、住民に対するサービスの低下を招かないことを前提に、「コストの高いシステム」から「よりコストの低いシステム」に切り替え、それによって新たな財源を生み出すことである。今後も、民間委託をする際には、コスト面での比較のほか、委託する事業やサービスの低下することなく行われること、また公的責任が担保されることなどの点を踏まえ、民間委託に適するかどうかを検討のうえ、実施していく。④予算総額が減れば人員が減り、従って、人件費も減になるはずとの指摘であるが、一般的に人

件費は弾力性が乏しい経費の一つである。平成5年度の職員定数5千5人に対し、平成9年度には4千652人と35人減となっている。また、性質別予算額に占める人件費の割合は、平成5年度当初予算で19・6%、平成9年度当初予算で22・4%となっている。これは当初予算総額が6年度以降毎年減となっているので、人件費の占める割合が逆に増となっているものである。



度の職員定数査定の中で、具体的に対応していきたいと考えている。⑥第二次行政革については、第一回定例会において、それぞれの課題について精査を行い、進めるべきものは進め、見直しが必要なのは個々に検討を加えていくことを答弁申し上げた。こうした視点から、先般、行政改革措置事項の10項目の見直しを行い、平成9年度変更分として、4月の行財政改善調査特別委員会に報告したところである。⑦これまでも学校給食の民間委託については、この制度の導入以来10年以上が経過している中で、学校給食を教育全般の中で改めて検討することが重要であると申しあげてきたところである。また、民間委託が常勤栄養士の配置校だけでなく、新たに非常勤栄養士を配置した学校に拡大して一年余となり、その点検が必要であること、さらには直営校の給食調理員の高齢化問題など、検討すべき課題があることも申し上げてきたところである。

足立区版の規制緩和について

「問」足立区版の規制緩和であるが、各部に許認可等の規制行政が相当数あると思う。建築や都市計画等のまちづくりはもち

ろん、福祉や衛生といったソフトの分野にも数多くあるのではないかと。但し、国の機関委任事務等法令で縛られていて、区ではどうにもならないものもあることは承知している。しかし、戦後の混乱期や衛生状態の悪い時期につくられた時代遅れの規制を、何の疑問も感じず区民に押し付けているものもあるのではないかと。これらについて、区独自に、あるいは運用で規制を緩めることができるものがあると思うが行革の一環として検討されてはどうか。

「答」ここ数年政府が取り組んできた規制緩和については、進んだ分野もあるが、まだ、十分な分野も残っていると認識している。

今後も、国においては、規制緩和を進めていくと伺っている。このような国の動向を踏まえるまでもなく、地方自治体が主体的に取り組める分野もあるかと思う。

当区においても、条例・規則などの範囲で区独自でできるものについては、社会状況の変化や区民要望等に即した区民サービスができるよう、各分野の規制緩和を各担当部課において検討していきたいと考えている。

それは独裁であり、民主主義と相入れないものである。しかるに、区長は、就任以来今日に至るまで、議会を無視し続けていると言っても過言ではない。

区長は、二言目には区民の声を聞くというが、区民の代表で



前野 和男
議員

足立区議会公明

ある議会の意見を聞こうとしな
い態度は目に余るものがある。
区長は、今後、議会との意思疎
通について、どんな方策を講ず
るつもりか問う。

「答」議会を無視し続けている
との指摘であるが、決してその
ようなつもりはない。一部にお
いて議会の皆様との意見の相違
からか、指摘のような誤解を招
いたのではないかと感じている。
今後とも、様々な場面において

区民の声を聞くことはもちろん
議会の意見、要望を十分に伺い、
また、議会に諮りながら行政運
営を進めていく所在である。
足立区公文書公開・個人情報保
護審査会の答申を尊重せよ

「問」区民が重大な疑惑を持っ
ている本庁舎跡利用対策審議会
の公募委員の選考について、そ
の全容を明らかにせよとの議会
の要求に対して、区長は足立区
公文書公開・個人情報保護審査
会に下駄を預けるかたちで、議
会の要求をかわしている。区長
は、同審査会が「町名まで公開
すべき」との答申を出した場合、
これに従うべきものと思うがど
うか。

「答」「公募委員の選考に関す
る文書」のうち、氏名及び町名
を公表すると応募した個人が推
定される可能性があるため公開
できないものと判断した。現在、
町名までは公開すべきである旨
の不服申し立てがなされ、足立
区公文書公開・個人情報保護審
査会において審査が行われてい
る。同審査会から出される答申
を尊重し対応していきたい。
区の発注事業の拡大について
「問」区内中小企業は依然とし

て厳しい経営環境に置かれてい
る。そこで、区内の景況に大き
く影響を与えている区の発注事
業の拡大が図れないか問う。



「答」区の公共事業の拡大、特
に計画事業の推進については、
極めて厳しい財政状況や社会状
況の変化を勘案し、緊急性、優
先度の高い事業の選択を行い、
予算化に努めている。今後も限
られた財源の中で効果的に施策
を展開していくことを基本的に都
市基盤整備、福祉・教育施設、
防災対策などの予算化に努めて
いきたい。

「問」近年、綾瀬地区は住宅開
発が進み、人口増加が顕著で
ある。今年度開設された、あや
せ保育園については平成12年の
生涯学習館等の移転後も存続し
ていくのか。

「答」あやせ保育園は、東部地
区の保育需要の急増に対応する
ため開設したものである。今後
の存続については、区の施設の
全体計画及び地域の保育需要等
を勘案しながら検討していく。
生涯学習館等の跡地利用の地元
要望について区の見解を問う

「問」足立区総合実施計画によ
ると生涯学習館、放送大学学習
センターは、平成12年4月開設
予定の生涯学習センターへ移転
することになっている。この跡
地利用についてのこの度の地元
要望に対する区の見解を問う。
「答」足立区第三次基本計画の
中で綾瀬駅周辺地域については
地域の拠点として計画的な土地
利用や民間開発事業等の適切な
誘導を図っていく必要があると
位置づけている。要望書の内容
については、関係機関等と調整
のうえ、地元の皆様と協議をし
ながら検討していきたいと考え
ている。

電力経費の削減について問う
「問」現在、区の全施設の電気
料金は12億2千万円余である。
受変電設備のシステムの中に節
電型トランスを組み込むことに
より、従来の電気料金の10%か
ら20%ダウン可能な機器が開発
されているとのこと。今後、電
力消費量が増えることが予想さ
れ、その一方で一層の経費削減
が叫ばれている今日、こうした
節電システムを取り入れること
を検討すべきと思うがどうか。

「答」当区の施設は、受電設備
容量による基本料金定額方式か
ら、使用量に応じた料金となる
デマンド方式に切替えることも
に、電力の負荷を少なくする設
備設計など消費電力の削減に努
めている。節電型トランスにつ
いては通産省の電気設備技術基
準やJISとの関係で調査研究
する必要がある。その結果を踏
まえて検討していきたい。

「問」介護保険制度の課題のう
ち、次の2点について当面足立
区として、どう考えているのか
示されたい。①要介護認定、ケ
アプランの作成、サービスの実
施については、誰が、どのよう

な方法で行い、認定基準は明確
になっているのか。また、福祉
現場における緊急対応は可能な
のか。②政府案では「保険あっ
てサービスなし」といった話も
出始めている。平成12年に向け
た当区の施設整備、マンパワ
ーの確保等に関する見直しを問う。

「答」①要介護認定の主体は区
市町村であり、介護認定審査会
を通して認定する。ケアプラン
や具体的なサービスについては、
区市町村以外にも事業主体を広
げ、民間活力を活用していく仕
組みになっている。認定基準は
現在、モデル自治体が厚生省基
準により試行しており、今後、
各自自治体の意見等を組み込み
ながら明らかにしていくものと
考えられる。福祉現場における
緊急対応は最初に具体的なサー
ビスをまず提供し、その後ケア
プランの作成、要介護認定に進
むといった「緊急避難的措置」
も可能となっている。②特別養
護老人ホーム等の施設整備につ
いては計画目標量を達成するよ
う最大限の努力をしていく。マ
ンパワーの確保は需要の推移を
見ながら供給もそのテンポに合
わせていきたい。その際、民間の
活力も十分に活用していきたい。

「問」これからの福祉、特に高
齢者を中心とした介護の問題は、
行政を中心とした直営型の公的
サービス供給だけでは解決しな
い。民間との連携や役割分担、
相互乗り入れが必要となってく
る。社会福祉法人、医療法人、シ
ルバー産業関連企業、住民参加
型の諸団体等の関係を今後どの
ようにつくり上げていくのか。
「答」今後の増大する介護需要
へのサービス供給のあり方につ
いては、いろいろな角度からの
検討が必要と考える。民間活力
の活用は、その基本的な考え方
様々な民間の活動の結合の方法
等、これから開発しなければな
らない分野もあるので、地域保
健福祉計画の見直しや介護保険
事業計画の策定等を通して、さ
らに検討していく。



「問」現在、延長保育は公立7
園と私立2園しか実施されてい
ない。このように指定園が少な
い状況では駅近くの指定園に入
所申し込みが殺到するのも無理
はない。保育資源の偏在を是正
するためにも、延長保育の大幅
な増設を行い、入所誘導をすべ
きと思うがどうか。
「答」二重保育の実態や特例保
育の実績のあるところなど十分
調査をし、地域バランスを保て
るよう計画的に指定園の拡大を
図っていきたい。
「問」ファミリーサポートシステ
ムの達成目標が平成13年とは、
本気になって子育て支援を実行
しようとしているのか疑わしい。
このシステムの受け皿の再検討
を含め、今年度内に検討し、来

年度より実行すべきと思うがど
うか。
「答」現在、実現に向け行動計
画を策定し、各方面に働きかけ、
既に具体的な検討を初めている
ところである。



訪問看護ステーションについて
「問」現在、当区には、11か所
の訪問看護ステーションが設置
されている。この中には一つの
医療法人及びその系列を含め、
数か所のステーションを持つと
ころがあるが、こうした訪問看
護ステーションの配置の仕方に
問題は無いのか。区民が安心し
て自由に同ステーションを選択
できるような配置を考えるべきと
思うが、区の今後の取り組みに
ついて問う。また、平成11年度
の都区制度移管に伴い現在の仕
組みがどう変わるのか。

「答」当区では、既にこの制度
が創設される以前から長年訪問
看護サービスを行っている医療
法人があり、その制度の継続的
なサービスを確保するために、
都が訪問看護ステーションの指
定を行った。後は地域の配置
バランスや高齢化率等を考慮す
るとともに様々な医療法人等が
指定を受けられるよう配慮し、
利用者の選択の幅を広げていき
たい。制度移管については老人
訪問看護ステーションの運営指
導事務が委任される方向で検討
されており、その内容は①職員
配置の適正②運営の適否③施設
及び設備の適否について等とな
っている。
「問」現在、足立区の体育施設
の利用時間帯は、体育館が午前
9時から午後9時、プールは午
前9時半から午後8時半である。
現在の利用時間帯では思うよう
な施設利用ができない人が多く
いる。近隣自治体並みに時間延
長を図り、利用者の要望に応え
るべきと考えるがどうか。
「答」体育館及び室内温水プー
ルの利用時間帯延長については、
今後、人員配置及び勤務ローテ
ーションの問題も含めて検討して
いきたい。

日本共産党足立区議団



渡辺 修次 議員

都の「財政健全化計画」をやめ
るよう都へ要請せよ
「問」都の「財政健全化計画」
では、シルバーパスや老人医療
費助成は廃止を含め見直す、私

し対象と盛り込まれた諸施策を継続するよう都へ要請されたい。
【答】都の「財政健全化計画」については、区民や区政にも大きな影響が及ぶものであると認識している。

特に補助金の見直しについては、足立区も厳しい財政状況にあり、重要な問題であると考えている。この問題については、現在都区行政財政検討委員会等を通じ、都と協議を続けているところである。これらについては、区民や区財政への影響が避けられるよう都に求めることを区長会等の機会を通じ、発言していきたいと考えている。

【問】いま、健康を保つ上で、定期健康診断は極めて重要である。節目検診は、40歳から10歳間隔になっているが、49・77%の人が医療を必要と診断されている。こういう状況から考えると、早期発見、早期治療の立場から現行の10歳間隔から5歳間隔に短縮して検診機会を拡大すべきと思うがどうか。



【答】この健診の特徴は、受診を機会に区民一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の予防と健康づくりに取り組んでもらうことを目的とした生活習慣改善教室の開催にある。5年毎に実施することは区民の生活習

慣病の予防するのに健康づくりの点からより有効であると考えている。実施に当たっては、運営面や財政面などの制約があるので、今後詳細に検討を進めていきたいと考えている。

女性の骨密度測定を40歳以上にも拡大せよ

【問】現在の健診制度では、女性の骨密度測定は女性の健康づくり事業で対応しているが、対象は18歳から39歳までである。40歳以上についても骨密度測定を行うべきと考えるがどうか。

【答】骨密度測定の対象を18歳から39歳までとしているのは、骨粗しょう症の予備軍となる低骨密度者を早期発見し、改善可能な年齢のうち高骨密度にもっていくという測定の目的から考えると、優先的に対象とするところが効果的であるとの考え方からである。骨密度減少の始まる時期の早期対策として骨密度測定の対象を60歳程度まで拡大することも次の段階としては考えている。

住区センターへ自動血圧測定器等を設置せよ

【問】地域における健康学習の基礎をつくることを目的に、住区センター等を会場に住区健康フェスティバルが実施されており、年々参加者も増え、健康への関心も高まっている。その支援策として住区センターに自動血圧測定器等を計画的に設置すべきと思うがどうか。

【答】地域での健康づくり活動を一層推進し、住区センターの健康づくり機能を強化していくためには、健康づくり機能の整備を推進していくことが重要であると考えている。現在、3か所の住区センターに自動血圧計を設置しているが、今後、財政状況を踏まえ、設置個所の拡大を図っていききたいと考えている。

あると考えている。現在、3か所の住区センターに自動血圧計を設置しているが、今後、財政状況を踏まえ、設置個所の拡大を図っていききたいと考えている。



国保料の来年度以降の値上げ抑制と、今年度の軽減策について

【問】国保の保険料に関する都区検討会の報告によれば、来年度以降も保険料を上げざるを得なくなる。区長と担当部長は、3月の予算委員会でも「平成10年度以降の値上げが繰り返されないよう都に対し、強く働きかけ、区としても最大限の努力をした」という「今年度の負担軽減策について、何らかの形で検討しなればならない」と考えていると答弁したが、その具体化について問う。

【答】平成9年度国保料の改定に当り、区長会の場で「平成12年度の目標を崩さずに各年度の調整を図っても、後がきつくなる。12年度の目標についても慎重に取り扱ってほしい」と旨を望んだ。10年度国保料改定については9年度改定と同様に区長会の場で議論されることになると思うが、これまでのような値上げが繰り返されることのないよう、検討を働きかけていきたい。国保料の軽減策については、保険料減免の取扱要綱を改正するなど、現行国保制度の枠の中

での対応は整えたところである。新たな負担軽減策については、今後さらに検討を続けたい。国保加入者に対する健康事業について問う

【問】区では、現在健康事業としては指定保養施設の利用助成や健康家庭への表彰事業ぐらいで、不十分と言わざるを得ない。医療費抑制の観点からも、もっと健康維持に役立つ事業を大幅に拡大すべきと考えるがどうか。

【答】健康事業については、現在指定保養施設の利用助成や健康家庭の表彰事業などを行っているが、その他の健康事業については衛生部の事業と重複する部分も多く、今後さらに検討を続けたいと考えている。

老人クラブの補助金増額と敬老入浴券の枚数増について問う

【問】戦前・戦後の困難な時期に日本社会の支えとなっていた高年齢者が健康な老後を送っていただくため、老人クラブへの補助金を増額すべきと思うがどうか。②敬老入浴券は、他区との比較でも、少ない。高齢者の生きがいを支え、公衆衛生にも寄与し、浴場支援にもなる入浴券の枚数を増やすべきと考えるがどうか。

【答】①高齢者福祉施策においては、元気な高齢者への支援と、要介護高齢者への給付事業等の二本の柱がバランスよく展開されるのが重要であると考えている。老人クラブの活性化支援策として、現在専門相談員を配置している。今後は、補助金の位置付けについても、老人クラブの多様な支援策の一部として検討していきたい。②高齢者の

入浴券については、現在様々な角度から検討を行っているところである。区としては、浴場経営者と十分に協議を行い、本事業の効果をもさらに増大させるよう、鋭意努力していく。

【問】不況対策としての小規模特別資金について、提出書類の簡素化を検討するとともに、融資希望者の願いが配慮されるよう金融機関に定められた趣旨を踏まえて、融資額、据え置き期間などの保障を強く指導すべきと考えるがどうか。

【答】小規模特別資金の提出書類については、金融機関及び信用保証協会と協議をし、融資あせん条件に必要な最低限の書類の添付をお願いしている。また、

【問】常勤監査委員を欠員のままにさせているのは、63万人区民の長である吉田区長が、地方自治法という重要な法律を平気で犯していることであり、区民に対する背任行為でもある。今、情報公開が求められ、監査制度そのものが重要な位置付けとされているが、区長は時代の流れに逆行している無責任行為である。区民が理解できるように求められるがどうか。

【答】常勤監査委員の欠員については、誠に遺憾ながら法の趣旨に反していると思っている。適正、円滑な監査の執行体制を確保するよう努力しなければならぬと考えている。欠員補充については、できる限り早期に提案申し上げたいと考えている。区長給与の改正について問う

融資産額、据え置き期間については、融資という性格上、資金使途や返済計画に、合理的なものを求められるが、区としては添付書類の件も含め、借りる方の立場に立った融資ができるよう、金融機関や信用保証協会へ、今後とも働きかけていく。

【問】旧庁舎跡地周辺はオープンスペースがない。地元商店街の声に応じて旧千住庁舎跡地に時間貸し公共駐車場など暫定活用を図るべきと考えるがどうか。

【答】旧千住本庁舎跡地の利用計画については、現在「足立区本庁舎跡利用対策審議会」で審議中であるので、審議経過を見守りつつ検討していきたいと考えている。

【問】常勤監査委員の欠員については、誠に遺憾ながら法の趣旨に反していると思っている。適正、円滑な監査の執行体制を確保するよう努力しなければならぬと考えている。欠員補充については、できる限り早期に提案申し上げたいと考えている。区長給与の改正について問う

【問】この厳しい財政状態のもと、あらゆる行政改革が求められていることは言うまでもない。他の区では区長給与をカットしているところもある中、4月に区長給与が改定されたことにより、23区中第4位に浮上した。そして、改定されたことを、今までに広報紙などで区民へ報告していない。区長選の時に「これ

が実態！ 足立の福祉、全都最低レベルの「軽老」区政」と訴えてきた区長自身、第4位の高給与をいただいた感想を区民に明らかにされたい。

【答】区長等の特別職の給料は、その職務と責任に応じたものであるとともに、区民の理解と納得が得られるものでなければならぬと認識している。従って、特別職報酬等審議会の答申を尊重したうえで慎重に検討を重ね、改定の時期を一年先送りして実施させていただいた。改定に当たっては、厳しい社会経済状況の中で、特別職の職責が極めて重大であることを十分認識し、区民の負託に応えるべく一層の努力をしていかねばならないと決意を新たにした次第である。職員の夏休み問題について問う

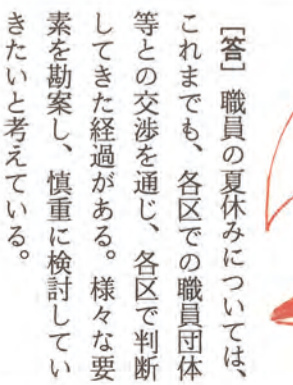
【問】東京都行政部は、5月16日の区長会総会で、自治省からの強い指導を受けて、夏休みを3日に削減して、特別休暇として条例化するよう改善要望を送ってきた。区長は、この夏休み問題をどう考えるのか問う。

【答】職員の夏休みについては、これまで、各区での職員団体等との交渉を通じ、各区で判断してきた経過がある。様々な要素を勘案し、慎重に検討していきたいと考えている。

足立区議会市民連合



鈴木あきら 議員



可決した議案

条例の制定・改正

足立区リサイクルセンター条例
リサイクル活動を推進するため、リサイクルセンターを設置するもの。

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

受給手続きの簡素化を図るため、現況届を廃止するもの。

請負契約

足立区都市受信障害解消施設第二期整備工事請負契約

〔契約金額〕
4億6千819万5千円

〔相手方〕

伊藤忠商事(株)

〔契約方法〕

随意契約

諮問

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として、丹野澄子氏、海老原幹雄氏、山野井朝子氏、及び伊藤末治郎氏を法務大臣に推薦するため区長から議会の意見を求められた。議会はこれに対し、異議ないものと答申しました。

学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室不承認に伴う異議申立てについて、諮問審査の結果、これを棄却すべきものと答申しました。

特別区道路線の廃止

所在地	延長(m)	幅員(m)
六月一丁目地内	37.43	2.73
西綾瀬四丁目地内	220.28	1.82~2.73

区有通路路線の設置

所在地	延長(m)	幅員(m)
南花畑二丁目地内	66.92	3.15~3.30

特別区道路線の認定

所在地	延長(m)	幅員(m)
鹿浜四丁目地内	77.54	4.00
花畑東部土地区画整理組合 施行地内(南花畑三丁目)	79.05	6.00
花畑東部土地区画整理組合 施行地内(南花畑二丁目・東保木間二丁目)	126.22	12.00

意見の分かれた案件

(注) ○……賛成 ×……反対

件名	結果	会派名			
		足立区議会 自由民主党	足立区議会 公明	日本共産党 足立区議団	足立区議会 市民連合
学童保育室の入室に関する異議申立てについて	棄却すべきものとの答申	○	○	×	○

採択したもの

みなさんからの 請願・陳情

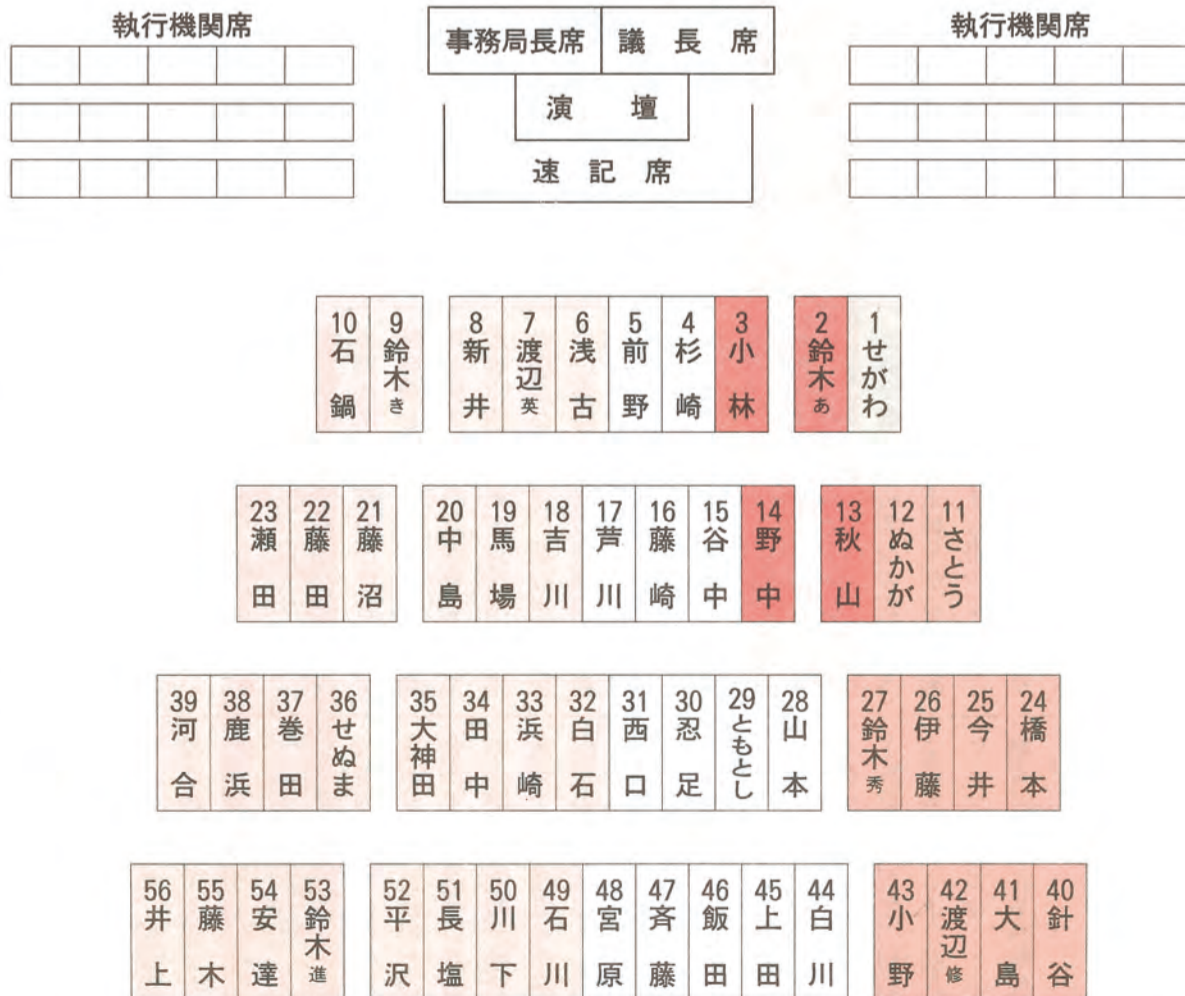
- 市民活動推進立法を求める意見書提出についての請願 (意見書を8頁に掲載)
- ILOパートタイム労働条約の批准を求める陳情 (意見書を8頁に掲載)
- 有害図書類、有害自動販売機、

不採択にしたもの

- 定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める請願
- 「定住外国人の地方参政権」に反対する陳情
- 議会の情報公開を求める陳情 (8項、在住外国人の地方参政権の実現に向けて検討すること。)
- 定住外国人の団体から、地方参政権を求めるものと、反対するものと同時に提出されており、本件は、同一民族の団体間で調整すべき問題もあるため、この請願・陳情の趣旨にそいかなる。
- 消費税率5%引き上げの中止と、医療へのゼロ税率課税の適用を求める陳情
- すでに消費税5%で実施されているので、陳情の趣旨にそいかなる。

- テレクラなど、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす有害環境に法的規制を求める陳情 (意見書を8頁に掲載)
- 不動産登記に係わる登録免許税制の抜本的見直し等に関する陳情 (意見書を8頁に掲載)
- 最高裁判所裁判官国民審査制度の周知徹底と啓発を求める陳情
- 衆議院議員総選挙の際、行われる最高裁判所裁判官国民審査制度の存在の周知徹底と制度の趣旨の啓発を強化するよう求めたもの。
- 地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情 (意見書を8頁に掲載)

本会議議席図



●本会議の議席は次のとおりです。

日本共産党
足立区議団

足立区議会
市民連合

無会派

○法務局等の増員に関する陳情
行政改革の流れに反する要請なので、陳情の趣旨にそいかなる。

○「国民の祝日に関する法律」の改正の実現についての陳情
現行の制度は有効に機能して

おり、また、「祝日三連休化」(祝日の一部を月曜日に指定)は、祝日を定めた本来の趣旨と乖離することにもなるので、陳情の趣旨にそいかなる。

○児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的

保育制度の充実を求める意見書採択の陳情(合計32件)
措置方式から利用方式に切り替えた方が、利用者の選択肢が広がるので、これに反対する陳情の趣旨にそいかなる。

足立区議会
自由民主党

足立区議会
公明

傍聴席

本会議と委員会のあらし

足立区議会は「議事機関」として、条例の制定、改廃にとどまらず、広く足立区の行財政全般にわたる具体的事務の処理についても意思決定機関としての権能を有しています。この使命を行使する場が「本会議」及び「委員会」です。

足立区議会には、年 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月）定期的に開かれる「本会議」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

定例会や臨時会では、はじめに会期（議会の会議を行う期間）が定められ、その期間中に本会議や委員会を開き、区長から提出された各種議案や区民のみなさんから提出された請願、陳情等の審議・審査を行います。

本会議

全議員が出席して開かれる本会議を本会議といいますが、この本会議で議会の最終的な意思決定を行います。区長や区民のみなさんから提出された議案や請願、陳情、区議会の意見を国や都に伝える「意見書」提出の可否等はすべて本会議で決められます。本会議は、招集された日に、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長の宣告により開会され、まず議案等の審議に先立ち、各会派を代表する議員が、区政全般について区長をはじめ、執行機関に質問を行います（通常は 3 日間）。

質問終了後、提案された各種議案や請願、陳情等を本会議で即決するものを除き所管の各委員会へ付託します。本会議は委員会の審査のため休会となります。



委員会審査が終了した段階で再度本会議が開かれ、各委員長から議長あてに提出された「委員会審査報告書」等に基づき採決が行われ、議会としての意思が決定されます。

委員会

議会は、議員全員が一堂に会して議案や請願・陳情を審議することが望まれますが、議員が多数のため、質疑だけでも膨大な時間が必要となり、詳細な審議を尽くすことは困難であります。また、行政が著しく多様化し、複雑化してきており、本会議のみではとうてい多数の審議を能率的に処理することは不可能になっていきます。委員会制度は、これらを補完して、審議の実を挙げるため工夫されたもの

で、それぞれ専門部門別に審査を分担するものです。

委員会には、常に設置されている常任委員会と、議会の運営に関する必要に審議する議会運営委員会並びに必要に応じて設置される特別委員会があります。

◆常任委員会

足立区議会には、6 つの常任委員会があり、議員は必ず一つの常任委員会に所属します。委員の任期は 1 年と定められています。常任委員会は、本会議において付託された議案（条例の制定・改廃、予算（補正予算）、契約の締結、財産の受け入れ・処分、協定の締結、諮問等）と区民のみなさんから提出された請願・陳情について審査を行い、その可否等を決定します。審査の結果は、「委員会審査報告書」等により、委員長から議長に提出されます。常任委員会の名称とおりです。

- 総務委員会（定数 11 人）
 - 企画部、総務部、収入役室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項
- 他の常任委員会の所属に属しない事項
- 区民委員会（定数 9 人）
 - 区民部及び地域振興部に関する事項
- 農業委員会に関する事項
- 厚生委員会（定数 9 人）
 - 福祉部及び衛生部に関する事項

建設委員会（定数 9 人）

- 土木部及び建築部に関する事項

都市環境委員会（定数 9 人）

- 都市環境部に関する事項

文教委員会（定数 9 人）

- 教育委員会に関する事項

◆議会運営委員会（14 定数）

議会を円滑かつ効率的に運営するために、常任委員会とは別に置かれる委員会で、議長の諮問的な性格を持っています。

◆特別委員会

特別な事項について、議会が必要と認めるときは、特別委員会を設けて、審査・調査することが出来ます。現在 4 つの特別委員会が設置されており、その委員会名及び調査・研究目的（付議事件）は各々次のとおりです。

日本庁舎跡利用建設計画調査特別委員会（定数 14 人）

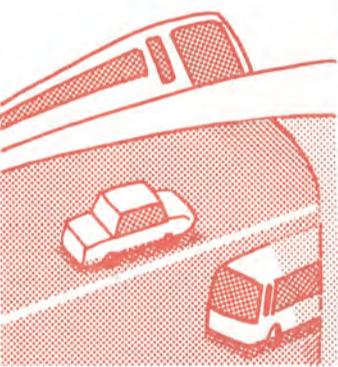
- 旧日本庁舎跡利用の施設の建設計画並びに、その合理的な運営等に関する調査研究について

行財政改善調査特別委員会（定数 14 人）

- 行財政の改善等に関する調査研究について

交通問題対策特別委員会（定数 14 人）

- 交通機関の誘致及び整備並びに交通安全対策に関する調査研究について



に、交通安全対策に関する調査研究について

都区制度問題調査特別委員会（定数 14 人）

- 平成 12 年 4 月の都区制度改革実施を目前に控え、清掃事業などの事務移管や、税財政制度等について、議会としても専門的に調査・研究するために 5 月 27 日の臨時会で新たに設置されたものです。

予算特別委員会

- 毎年、第一回定例会（3 月議会）に区長から一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、用地特別会計の 4 会計予算案が提出されます。これを受けて議会は、3 月の本会議において予算特別委員会を設置し審査します。

同委員会は、通常、議員の半数（28 人）で構成され、延べ 6 日間わたって各委員から予算全般にわたり活発な質疑が行われます。

質疑終了後、各会派から予算 4 議案に対する意見表明（討論）があり、その後採決が行われます。委員会における審査の経過及び結果は、最終の本会議において委員長から報告がなされ、それに基づき採決が行われ、予算の可否が議決されます。

決算特別委員会

- 毎年、第三回定例会（9 月議会）に区長から一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、用地特別会計の 4 会計決算が提出されます。これを受けて議会は、9 月の本会議において決算特別委員会を設置し審査します。

同委員会は、通常、議員の半数（28 人）で構成され、延べ 6 日間、決算全般にわたり活発な質疑が行われます。質疑終了後、各会派から決算に対する意見及び要望が述べられた後、採決が行われます。委員会における審査の経過及び結果は、最終の本会議で委員長から報告が行われ、これに基づき採決が行われ、決算の認否が議決されます。

あなたも傍聴してみませんか
—本会議及び委員会は
全面公開しています—

議会棟は、中央館の 6、8 階に位置しております。本会議場の傍聴席は 8 階にあり、車椅子で利用できる 4 席を含め、一般傍聴者用が 84 席、報道関係者分として 20 席を用意しております。傍聴の際には、議会専用入口から入り、直接エレベーターで 8 階に昇り、降りたところで傍聴券を受け取り、議場内へお入りください。傍聴の受付は開会 30 分前より行っています。なお、本会議の様子は、中央



館 1 階の大型スクリーンに同時中継しています。新庁舎へお立ち寄りの際はぜひご覧ください。
★委員会の傍聴について

昨年 5 月の新庁舎開庁により、議会部門の機能が大幅に拡充されましたので、同年 6 月の第 2 回定例会から委員会を全面的に公開しています。7 階には、常任委員会、議会

運営委員会及び特別委員会が開催される委員会室が、8 階には予算・決算特別委員会が開かれる特別委員会室があり、各委員会室には報道関係者分 4 席を含め、傍聴席を 30 席用意しております。委員会の傍聴を希望される方は、事前に 6 階の区議会事務局で傍聴券をお受け取りください。傍聴の受付は開会 1 時間前より行っています。傍聴の詳細については、区議会事務局へお問い合わせください。なお、区議会定例会の日程については、議会開会直近の「あだち広報」に掲載しておりますのでご覧ください。

今定例会で可決した

意見書(要旨)

市民活動推進立法を
求める意見書

阪神・淡路大震災を契機にボランティアなどの市民活動の存在意義と重要性が広く国民の間に認識された。

市民の自発的で持続的な活動・事業は、災害に限らず、多くの分野で必要とされている。



しかし、市民のボランティア活動を支える法的・社会的条件が整っていないため、市民活動が広がらない現状にある。今後市民活動が普及し、定着していくためには、市民団体の法人化と寄付税制の充実等が必要である。

よって、足立区議会は政府に対し、左記の内容を盛り込んだ「市民活動促進法案」を早期に制定されるよう強く求めるものである。

記

- 一 営利を目的としない市民活動団体が容易に法人格を取得できるようにすること。
- 二 市民団体の法人格の取得は、登記(届出)によるものとする。
- 三 市民団体の情報開示を義務づけること。

づけ、その開示機関を地方自治体が設置できるようにすること。

四 市民団体に対する課税を公益法人と同等とし、寄付については、免税措置をとること。(内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣、経済企画庁長官あて)

不動産登記に係わる登録免許税の抜本的見直し等に関する意見書

不動産登記制度は国民の権利を保全するための重要な制度である。しかし、現行の登録免許税は、不動産の売買を原因とするものが他の登記に比べ格段に高額なため、適正な不動産流通を阻害するとともに、マイホーム購入の大きな負担となっている。



更に、平成六年度に実施された土地の固定資産税課税台帳価格の見直しは、登録免許税課税価格を大幅に押し上げ、租税特別措置法による税率の軽減を図つ

ても、依然高い水準にある。よって、足立区議会は政府に対し、左記の事項を強く求めるものである。

記

- 一 不動産登記の登録免許税については、抜本的な見直しを行うこと。
- 二 特に、所有権移転に関する登記及び地上権・賃借権等の設定・移転の登記の税率を緊急に見直すこと。

(内閣総理大臣、法務大臣、大蔵大臣、自治大臣、総務庁長官あて)

自然災害被災住宅の再建に対する国民的保障制度を検討する審議会
の設置を求める意見書

阪神・淡路大震災後、二年を経過した現在、国費による支援や地元の人々の努力により着々と暮らしと街の復興が進められている。

しかし、今なお住宅再建の目処がつかない人々が何万人にも及び厳しい生活を余儀なくされている。

生活の基盤となる住宅の再建は、暮らしの自立にとっても、また、街の復興にも不可欠の要件であり、個人の自助努力だけでなく、何らかの公的保障制度を確立して救済することが必要である。

阪神・淡路大震災の被災者の生活再建のためにも、また、今後、何時発生するかしれない自然災害被災者の住宅復興を促進するためにも早急に国家制度の創設を検討すべきである。よって、足立区議会は政府に

対し、制度創設に向け審議会を早急に設置することを強く要請する。



(内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、国土庁長官あて)

ILOパートタイム労働条約の批准を求める意見書

一九九四年六月二十四日、ILO(国際労働機関)総会において、「パートタイム労働に関する条約」と「パートタイム労働に関する勧告」が採択された。

この条約は、パートタイム労働者の権利や社会保障、労働条件等について、フルタイム労働者と均等の待遇を保障するよう必要な措置を取ることを各国に義務づけている。

我が国におけるパートタイム労働者数(短時間労働者)は、総務庁の統計によると一九九五年で八百九十六万人(うち女性は六百三十二万人)にのぼり、今や、我が国経済に欠かすことのできない労働力となっている。しかしながら、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保等を目的とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が施行されているにもかかわらず、今だに多くのパートタイム労働者は低賃金や不安定雇用など様々な問題を抱えている。よって、足立区議会は政府に対し、「ILOパートタイム労働条約」を批准し、パートタイム労働者の待遇改善を早急に図るよう強く要請する。

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の改正を求める意見書

次代の社会を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは、国民の願いであり、そのための環境整備は不可欠である。

しかし、現状は有害図書・ビデオやピンクチラシの氾濫、テレホンクラブ等風俗産業が乱立し、青少年を取り巻く性風俗環境は著しく悪化しており、青少年の健全育成に悪影響を及ぼしている。

これらの悪い環境から、青少年を守るためには、青少年自身による「性的自己決定能力」を高める施策を一層推進するとともに、現行の「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を現行に即した、真に実効性のある

ものに改める必要がある。よって、足立区議会は東京都に対し、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に左記の内容を盛り込んだ改正を早期に行うよう求めるものである。



記

- 一 不健全図書、有害ビデオ等は自動販売機及びコンビニエンスストアでは販売禁止にするなど規制を強化すること。
- 二 ピンクチラシの配付及び有害広告物の掲示に対する規制を強化すること。
- 三 青少年の性を対象とした買春行為を禁ずる法的規定を設けること。

子育て減税の制度化と少子化対策の充実に関する意見書

(東京都知事あて)

最近の少子化傾向は著しく、平成七年のわが国の合計特殊出生率は、一・四二人で、現在の人口を維持するために必要は二・一人を大きく割り込んでいる。このまま出生率の低下が続けば、若年労働力の減少による経済の衰退や財政危機はもろろんのこと、社会保障へも重大な影響を及ぼし、本格的な高齢社会を迎えるわが国の活力が減退する結果となることは明らかである。出生率の低下は、女性の社

会進出による晩婚化、未婚化による影響が大きいといわれているが、実際は仕事と育児を両立させるための雇用環境の不備など、子どもを産み育てる環境が不十分であることに最大の原因がある。

二十一世紀を活力ある社会にするためには、総合的なきめ細かな子育て支援策が重要である。政府はエンゼルプランを策定し、対策を進めているものの、このままでは十分な効果は期待できない。

よって、足立区議会は政府に対し、少子化対策の充実を期すため、左記の事項を実施することを要求する。

記

- 一 子育て減税の制度化を図ること。
- 二 保育時間の延長、零歳児保育の充実、就労形態に応じた一時保育や休日保育、企業内保育、駅前保育、病児保育等、きめ細かな保育の充実を図ること。
- 三 乳幼児医療無料に対する国の補助制度を創設すること。



四 児童手当制度の大幅拡充、学童クラブ事業の拡充、子育て支援センターの整備等を推進すること。(内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣あて)